

羽州入間村名主常右衛門の「書残」

租税資料室

多
仁
照
廣

はじめに

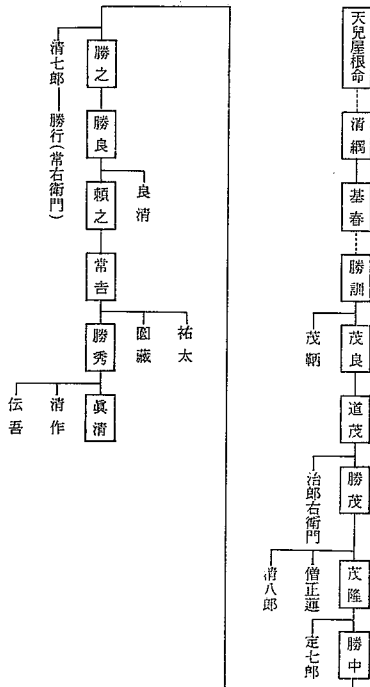
『税務大学校論叢』一三号において、拙稿「江戸幕府出羽国寛文検地條目について」として、山形県西村山郡西川町入間の入間清右衛門家旧蔵史料の一部を紹介した。もっとも、一三号において既述したように、寛文検地条目を含む、昭和五三・五四年度租税資料室受贈の入間文書は、入間家より故紙として売却され、それが米沢市の酒造家であった浜田宏輔氏の手を経て、租税資料室に寄贈されたものであった。この浜田氏よりの史料寄贈と、前記の史料紹介がきっかけになり、御当主の入間幸補氏の御希望によって、昭和五五年六月、入間家に残された史料を、租税資料室が一括して受け入れることとなった。租税資料室では、七月下旬より約一ヶ月を費し、中央大学国史学専攻の学生諸君の協力を得て、入間文書の整理に着手し、慶長八年の最上家親知行宛行状を含む約三〇〇〇点の文書を整理して資料受入台帳に登録した。昭和五三・五四年度受け入れ分は、昭和五六年三月発行の『租税資料目録』第三集に収録され、今度の受け入れ分約三〇〇〇点については、昭和五七年三月発行の『租税資料目録』第四集と、第五集（未刊）に掲載して、広く好学の徒に利用の便を供する事が計画されている。入間文書の全貌については、上記の『租税資料目録』に期待されたい。

拙稿においては、史料を寄贈して下さった入間家や浜田家、ならびに史料輸送と調査などの労をとって下さった山形税務署と寒河江税務署の御好意に報い、また、地元の西川町の歴史研究の一助とするために、租税資料室の租税史研究の一端として、前号に引き続いて入間文書中より史料紹介を行いたい。

さて、拙稿においては、寛政七年正月一四日「佐藤常右衛門」書残」（税大租税資料室 昭五三―仙台―二三二）を

取り上げる。この史料は、入間村名主であった佐藤（入間）常右衛門が、自身が経験した村の出来事と、その事に対する処し方を、子孫へ参考のために書き残したものであり、「他家へは見せ申間敷」性格の文書である。作者の常右衛門自身が文末で断っているように、なかなか難読の文章であるが、全文を紹介し、併せて、その文中に見える、宝暦―天明期における幕府の年貢増徴政策に対する名主の対応の仕方について、若干の指摘をして置きたい。

(図一) 「佐藤家系」(入間幸補氏所蔵)



一 入間家の系譜と常右衛門

入間家所蔵「佐藤家系」によれば、入間家の先祖は、源頼朝より武蔵国入間郷に「一所懸命之地」を与えられた佐

藤右馬允清綱の子、右衛門尉基春であると伝えられている。この基春が、承久年間に、式部少輔大江親広に属して出羽国に下り土着し、土地の人々から、本貫地の武蔵国入間郷いりまにちなみ、入間殿いりまと称されるようになったという。下つて天正一二年六月、右衛門介勝訓は、大江高基に従つて最上義光と戦つて敗れ、貫見村において自殺した。勝訓の子の清九郎茂良は、最上駿河守家親に供奉し、慶長六年の関ヶ原の戦に参陣して、その功により、慶長八年四月に、家親より三〇〇束疋の社地を宛行われ、酸漿子絲の家紋も賜っている。次の清右衛門道茂の時、最上源五郎義信は御家騒動によつて改易となつた。道茂は正保、慶安の頃に、大清水より夫婦沢に水脈を見込み入間口に田地を開発し、万治元年に既成したと伝えられる。(注)その後、(図一)にあるように、勝茂―茂隆―勝中―勝之―勝良―頼之と続くが、明和、安永年間に入間家は殆んど衰退し、勝之の次子清七郎の子であつた勝行が興廢を論じて、庶子の頼之に家督を嗣がせて家の中興した。この中興に功のあつた勝行が、ここに紹介する「書残」を著した佐藤常右衛門であり、田原常右衛門と号した。

「佐藤家系」によれば、常右衛門は天保一四年一二月八日に死去している。「佐藤家系」では、生年等についても知ることはできないが、「常右衛門遺言状」(税大租税資料室昭五三―仙台―二三)があり、常右衛門は宝曆三酉年生れで、数え九一歳の天寿を全うしたことがわかる。この「常右衛門遺言状」は、常右衛門の死の半年程前に書かれたものであり、入間本郷・左沢領入間・兵助新田の村役人と惣百姓に対して、孫の行末を懇願したものである。その文中で、父親の清七(清七郎)は百姓代として宝曆大飢饉の復興に尽力して名主となり郡中惣代も勤め、常右衛門自身も十七、八歳の時に名主となり、御料、私領入間村共に一人で名主を勤めたとしている。また、遺言状中最も強く訴えていることは、御料入間村(兵助新田を含む)と私領すなわち左沢領入間村との調停であり、殊に、後

『寛永拾八年寒河江領入間村水帳』

(昭55—仙台—3)

名請人	草高	名請人	草高
	石		石
彦七	7.68	清右衛門	18.82
与一郎	6.71	茂吉	32.94
彦太郎	12.94	三吉	2.0
新二郎	4.36	蔵主	2.7
藤三郎	6.57	長作	2.08
孫九郎	10.35	藤五郎	3.32
左衛門太郎	20.85	彦作	5.18
久作	5.9	久蔵	0.8
七蔵	8.46	与作	5.33
彦三郎	12.9	喜右衛門	1.41
右衛門三郎	8.5	与左衛門	2.7
小作	5.44	左衛門太郎	4.28
勘五郎	5.26	三七	1.18
清右衛門	4.8	作蔵	1.1
藤七郎	7.34	甚右衛門	4.54
源二郎	10.94	惣八	2.96
市左衛門	4.825	平蔵	5.62
弥十郎	13.305	喜助	2.8
三十郎	10.26	惣七	2.657
与吉	5.59	清吉	4.16
庄三郎	6.16	金蔵	2.443
式作	8.06	又二郎	4.27
彦作	8.54	久七	4.11
勘三郎	4.9	市兵衛	3.82
甚次郎	9.4	小十郎	3.29
甚助	9.94	与十郎	1.71
与作	5.5	甚三郎	8.043
藤二郎	7.72	小兵衛	2.72
小一郎	4.32	兵三郎	1.66
善次郎	3.4	左衛門太郎	1.88
藤五郎	5.82	甚助	1.35
右衛門五郎	2.9	藤八郎	1.07
助八郎	4.0	助五郎	2.18
忠兵衛	2.5	久八	1.16
惣左衛門	7.7		
たくミ	4.26	合計	417.08
孫作	2.34		

但、計算上は416石723にしかならず、水帳にある草高合と違いがある。これは水帳の一部が破損していることによる。

述する「書残」にもある山林の利用の問題であった。
 (注1) 寛永一八年、幕府代官小林重郎左衛門等の取り調べによる水帳では、茂吉(勝茂)の持高は三三石九斗四升で他を大きく離して多く、入間村における入間家の優越した地位を知ることが出来る。

二 「書残」の概要

常右衛門の「書残」の内容について、順を追いつながら簡単に紹介する。

○ 人は天地人三ツの内なれハ云々

巻頭において示された常右衛門の世界観は、尊皇思想や天文思想からみて、山崎闇齋に代表される垂加神道がその根幹であるといえよう。それは、「一人々夫々の得手不得手有之云々」の文中において、「理氣二元論」と共に垂加神道の基本をなす考え方である、

土シマレバ金生ズ、金ニアラザレバ土シマラス、土シマリタル此ヲツ、シミト云、人體ハ土地、人體ヲツ、シメバ金生ズ、土金ニ非ザレバ人全カラズ

という。^(注1) いわゆる「土金の伝」を引用していることから明らかであろう。

次に、兵助新田開発についての記事がある。兵助新田(寛文検地村高二五石余)については、西村山郡役所『編年西村山郡史』にあるように、承応元年に入間村渋谷兵助が開発したと従来されていた。しかし、ここでは、承応元年に兵助が開発許可を公儀へ願ったが、新田開発が本田畑の水懸りに悪影響を与えるとして不許可となり、その後、勘右衛門という者が、本田への水障りにはならない旨をもって再び開発を願ひ、これが許可されて明暦年中に成就し、^(注2) 名称は、初発発起人兵助の名をとって兵助新田としたとしている。

兵助新田と左沢領入間村との入会の問題についてもその経緯を述べている。すなわち、兵助新田は、本郷の内の新

田であり、新田地以外には空地もない筈であるとし、新田よりの鹿の畑切開の願いも、達ての願いである故にこれを許したとしている。また、近年新田の者が勝手に林を拵えていることはけしからぬこととしながらも、差し当っては黙認の態度をとっている。そして、開発百姓一〇人以外の水呑が山を利用する場合には、水呑役銭を新田ではなく本郷へ納むべきであるとしている。

この入会の問題は、前記の常右衛門の遺言状においても詳しく述べられており、常右衛門にとっては最も重要な記憶のひとつであった。

○ 水ケとろ持之義云々

水ケ瀨橋は、寒河江から湯殿山に至る交通の要路でありながら、雪深き場所のため、三・四年に一度は橋を懸け替えなければならなかった。また、兵助新田用水堰は、宝暦四年の地震によって地盤が被害を受けたこともあり、度々損傷し、その修復のために夫役が大変であるので、郡中普請人足の件については免除を願ったところ、代官所より半減の措置が得られた。^(金3)そこで、今後は、郡中普請人足に関しては、歎願すれば半減までは負担の軽減を獲得できるとを言い伝えている。

○ 枝郷ト本郷は昔シハ破免御検見相願候節ハ云々

本郷と枝郷は、昔は破免検見を願う時は、本枝共に仮免状一本であったところ、常右衛門の親の清七の代に、枝郷よりの申し立てにより、仮免状は別々に作成することになった。以前より枝郷は村を別にした旨を願っていたが、本枝共に割付状は一本である故に、分郷できる訳もないとし、また御用廻状についても四貫文の番銭をとって、本郷より枝郷へ廻すようにするなど、枝郷の分離を極力防いでいる。

○ 前々は私領入間村度々出入ケ間敷義有之云々

私領入間村より入会の山を分割したいとの申し出に對して、常右衛門は、山を分ければ水の利用権をめぐっても争いが起こるから、この件に關しては表面に出して問題としないこととしてゐる。また、村中入会の山について、幕府は、享保六年二月に代官より村々へ申し渡した書付の中で、「一 前々より村中入会に致し來候山林秣場等は、相對を以分ケ切持に割合申間敷事」として、入会の勝手な割山を禁じてゐるが、入間村においては常右衛門の発案で、百姓一軒へ萱野四〇〇坪宛、半百姓と水吞は二〇〇坪宛に山を割つてゐる。

○ 寺愛染院云々 ○ 寺方へ田畑附置候事は云々 ○ 寺方其時之住僧により云々

この三ヶ条を通じて、常右衛門は仏道に對する批判を強くし、殊に寺院の財政についてはかなり厳しい考え方を示してゐる。すなわち、寺は壇家の崇拜を集めれば自然と財用も豊かになるのであるから寺田は必要ないとし、寺内の立木の処分についても寺方には任せないとしてゐる。常右衛門の仏法ならびに寺院に對する厳しい姿勢の背景には、常右衛門自身が、天明二年に岩根沢村の天台宗日月寺の借財始末のために江戸へ出府して寺社奉行へ訴えるなど、寺院財政の再建に並々ならぬ苦勞をしたことがあるからなのだろうか。

○ 人々夫々の得手不得手有之云々

ここにおいては常右衛門の人柄がよく示されてゐる。「土金の伝」を引いて、勘忍・仁・大得という徳目をあげ、奉公人の心情を慮るなど、人間關係についての細かな気の配りを見ることが出来る。自家の復興と村の調停者として、入会問題などの解決に當つた常右衛門ならではの処世訓といえよう。

○ 其村之空地等は云々 ○ 前段へも書印候内山々年貢ヲ為出可申段云々

次節参照、省略

○ 一ツ小柳之義云々

入間村の小字のひとつである一ツ小柳は、宝暦五年の飢饉で大きな被害を蒙り、三人の百姓が退転した。常右衛門の親の清七は、復興策として村に流れて来た角助という者を百姓に立てて復興にあたらせた。田の年貢も村で弁納しているが、こうした救済策を今後の指標としている。

○ 寛政六寅七月中、芝居座本七蔵云々

芝居一座の荷物を水沢村の者共が差し押えたことから、一座の荷物持の庄内の者共と、水沢村外二ヶ村の者共の都合一〇〇人ばかりが乱闘になったのを常右衛門が仲裁した一件である。この一件から、一座が立ち寄る程の湯殿山参詣の賑わいと、そこにおける駄賃稼の争いを垣間見ることが出来る。また、一座の荷物持が江戸の武家奉公経験者であったことも社会史の上から興味を惹く。

(注1) 伊東多三郎『国学の史的考察』 五三頁

(注2) 寛文一二年「兵助新田古来書(写)」(租税資料室 昭五五―仙台―二)によると、明暦二年新田成就とある。

(注3) 寛政元年「乍恐以書付を奉願上候事」(租税資料室 昭五五―仙台―六一)、寛政五年「乍恐書付を以奉願上候事」(租税資料室 昭五五―仙台―六一)がこの経緯を裏付ける。

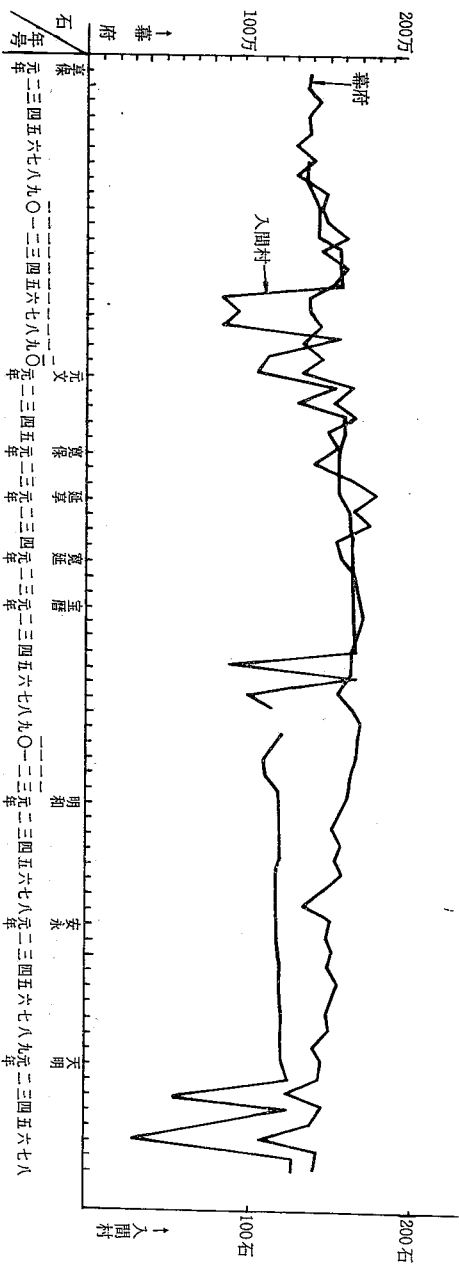
(注4) 大蔵省『日本財政経済史料』第二巻 九六〇頁

(注5) 天明二年「出入一件返答書御吟味趣留帳」(租税資料室 昭五五―仙台―五〇)

三 内山検地への常右衛門の対応

文中の「其村之空地等は云々」において常右衛門は、公儀より村の空地などについて尋ねられ、切開畑などをしてらえている場所へは、年貢などの租税を賦課してくる場合もあることを指摘している。そして、自分が名主役を勤めていた時に、代官野田弥市右衛門の手代が、本郷と左沢領との入会山に検地竿入をしようとした事件（安永二年頃）を例に引いて、こうした場合への対応を子孫に伝えている。すなわち、公儀の入会山への竿入に対して、常右衛門は、その山は「内山」であるとし、たとえその「内山」で一年割の切開畑をしていたとしても、その山の潤によって本田が成り立っているのであるから、内山より年貢を差し出すことは、是迄も竿入が行われたことがない場所でもあり、かりに御公儀の御威光であっても道理にかなわぬ差図であると極め付けている。また、かりに年貢を請けても、地方が至って悪い場所であるから、年貢を上納する程の地所ではないともし、少し足りとも年貢を請けない覚悟で、常右衛門は廻村中の代官のところに出向いて行った。これに対して代官は、人足費も出し兼ねる程に村柄が悪い状況なので、竿入は差し控える旨を常右衛門に聞かせた。こうした代官の措置に対して、常右衛門は代官の早急検分を訴えている。しかし、代官の検分は結局行われず、内山に対する竿入はその後はなかったのである。この実績によって、常右衛門は内山検地の不当性と共に、「村」の当為による公儀への抵抗の可能性について確信を得たのであろうか、内山よりの年貢は、かりに公儀の役人であっても、「少しも恐ニたらす、一命をなけ捨るとも請間敷相答候」ことを

(図II) 幕府年貢収納高と入間村年貢収納高の変遷(享保元年～天明八年)



(註) ①幕府年貢収納高は「藏新雜記」(『江戸叢書』卷之八)
 ②入間村年貢収納高は、「享保八年～享永五年入間村管済目録」(租税資料室 昭55—仙台—452)

子孫に書き残したのである。

さて、この事件において公儀が内山へ竿入しようとしたのは、内山につくられていた「切開」、つまり「内証にて畑開発いたし置たる」^(注1)「いわゆる隠田の摘発が目的であった。前号「江戸幕府出羽国寛文検地條目について」において紹介した寛文検地条目には、

一 山内ニ有之候老年作り之かの畑ハ、竿打申間敷候、但、場所見分候而、年々作り可申様子ニ相見へ候ハ、
検地可致事

とあり、一年作りの焼畑以外の耕作が継続されている山内の畑は竿入の方針が明らかにされている。また、享保二〇年の越後国紫雲寺潟新田検地条目においても、切開に対して検地反別改を指示している。^(注2)したがって、幕法よりみれば、内山の切開畑に対する課税は、たとえ一年割で一年毎に耕作者が交代しようとも正当なものといわねばならない。しかし、名主常右衛門の立場からすれば、(図Ⅱ)の入間村年貢収納推移にみられるように、宝暦三・四年を頂点とする享保―宝暦期の高年貢と、頂点の直後に起きた宝暦大飢饉の傷もまだ十分には癒えぬ村にとっては、たとえ僅かな年貢であってもそれは死活の問題として認識せざるを得なかったのである。

幕府の年貢収納高は、享保改革による定免制の採用と、幕吏の愚民観を最もよく現わした、「胡麻の油と百姓は絞れば絞るほど出るものなり」の放言が伝えられる勘定奉行神尾春央の有毛検見法、その後の高率定免の採用により、延享元年(一八〇万一〇〇石)を頂点として、宝暦期には高い水準で安定した収納を得ている。宝暦期に何故に幕府が高い年貢を維持し得たのかについては、享保時代の年貢増徴政策が、宝暦期には前代通りに収納しても百姓の苦痛にならぬような維持政策をとったからとする説にまさか肯首する訳にも行かず、租税政策上の理由についてはまだ

充分納得できる研究をみていない。^(注3)けれども北信濃の中野代官が、切開・切添を厳しく吟味し、山手米などの小物成や高掛物に対する増税を計っていることが報告されており、^(注4)隠田の摘発と小物成・高掛物などの附加税によって高年貢を得ていたことが示唆されていることは、この「書残」の内山検地の問題とも関連し注目される。

幕府の宝暦期における租税政策の真意はともかく、それ以後の年貢収納の減退が、農民の抵抗の強まりにその原因のあることが考えられている。宝暦―天明期には各地で百姓一揆や逃散が相次ぎ、その規模も大きくなり、幕府や藩はその対応に苦慮し、寛延三年に幕府は、御料所だけではなく私領へも強訴・徒党・逃散の嚴重取り締まりを指示している。その後、百姓一揆に関する幕法は、宝暦一二年、明和四年に強化され、明和六年には一揆鎮圧に飛道具の使用を認めている。明和七年には有名な「徒党強訴逃散訴人奨励の高札」が全国に立てられ、八年には門訴と強訴を区別する法令を出している。以後、明和九年、安永六年、天明元年、天明三年と、大きな一揆の度に戦術的な指令を全国に出しており、幕府の百姓一揆に対する苦悩ぶりを窺うことができる。^(注5)

羽州村山郡では、宝暦―天明期には、宝暦五年の漆山代官罷免に発展した天童の打ち毀しと、天明七年寒河江の強借^(注6)があった。しかし、上述のような大規模な一揆や打ち毀しなどではないが、ここに紹介した「書残」のように、いくら一命を投げ捨てる覚悟があったにせよ、一名主の申し立てにより、幕法にとって正当な検地竿入が不可能に陥ち入ったことは、幕府がいかに農民の抵抗を無視し得ない状況にあったかを示すものといえよう。

(注1) 大蔵省『日本財政経済史料』第二巻 一一七五頁

(注2) 享保二〇年越後国紫雲寺瀉新田検地条目(大蔵省『日本財政経済史料』第二巻 一一五五頁)にも、「一 山手限等差出候山之義は、至て場広之所は反別相改申間敷事、起開有之候は、右之分は反別相改、高入又は見取場之積検地可致事」と

あり、切開の検地竿入の方針を明らかにしている。

(注3) 辻達也「宝暦―天明期の政治情勢」(体系日本史叢書『政治史』Ⅱ)

(注4) 古川貞雄「宝暦期の幕府増徴策と百姓割山」(信濃史学会『信濃』二六一―二〇)

(注5) 林基「宝暦―天明期の社会情勢」(岩波講座『日本歴史』近世4)

(注6) 山形県『山形県史』

おわりに

宝暦―天明期、幕藩支配体制は動揺をはじめた。それは財政政策や農村支配においてばかりではなく、社会思想的な環境においても同様であった。天皇を反幕運動の旗印としようとした竹内式部・山県大弐などの宝暦・明和事件。

一切の封建秩序を否定した安藤昌益もこの時代に登場し、本居宣長が『古事記伝』を刊行するなど、幕末における倒幕の思想の源はこの時期に具体的に形成されたといえる。常右衛門の「書残」においても、垂加神道思想に基き、天皇以外の身分はすべて「運」の連いであるといっており、幕藩支配体制の支柱のひとつである身分制を絶対のものとして受容しておらず、むしろ否定的見解を示している。これが、公儀の役人といえども恐るるに足らず、と常右衛門が考える背景のひとつにあるのかもしれない。しかし、身分制に対する批判が「運」にのみその根拠を持つ限り、それ以上の現実身分制を打破するような思想の止揚はないといえよう。それよりも、常右衛門の公儀を恐れない行動のエネルギーの源泉には、共同体としての「村」があったのではないだろうか。

常右衛門が公儀の検地に抵抗した論拠は、前述のように、検地の場所が本田の水源林であり、村の境域に含まれる

内山であるということだった。しかし、この内山は、「書残」の文中にあるように、実際には御料入間村と私領入間村との入会山であった。したがって、問題の山は、幕藩支配体制下では、支配領主が違えば、原則としては元は一村であつても別村に扱われるのであるから、内山ではなく、他村入会の山と解するのが領主側の考え方である。けれども常右衛門は、御料所の本郷入間村と兵助新田、それに酒井氏の所領であつた左沢領入間村の名主を一人で勤めており、御料私領入り組み前の入間郷一村の考え方が強くあつた。例えば、後年左沢領は独自の名主を立てるようになって、兵助新田と左沢領との間に起きた山の利用を廻つての出入りの解決の仕方を見ると、常右衛門の考え方がよくわかる。すなわち、兵助新田と左沢領は、左沢領のはけ山に新田が出来たので、従来その山に入つていた兵助新田の百姓は入山を禁ぜられ出入りが起きた。その際、常右衛門は、入山禁止では兵助新田の百姓が難儀であるので、立前として入山は禁止するが、密々に入山することを左沢領名主政右衛門と交渉し、その旨の了解書を兵助新田よりとつている。^(注2)この事件や、前記の内山の問題に示された山の問題の解決の仕方からもみられるように、常右衛門は御料・私領とも共同体として考え、分割支配された入間村を調整する役割を自ら負つていたものといえる。そして、その調整役としての苦勞が、「乍去名主役ハ必以勤申間敷候」と、子孫へ書き残させたのではないのだろうか。

(注1) 江戸時代初期、入間村は最上氏の領地であつたが、最上氏が御家騒動によって改易されると、元和八年、旧最上領は譜代大名に分封され、その外は御料所となつた。この時、入間村は、御料所(寒河江領)と、大名酒井直次(左沢領)の入り組み支配地となり、寒河江領は鳥居忠政の預り地とされた。寛永一三年、山形城主には、鳥居氏に代わつて保科正之が移封されてき、預り地であつた寒河江領は、同年に小林重郎左衛門がはじめて代官として着任してより、幕府出羽代官の支配地となつた。

(注2) 天保一四年「常右衛門遺言状」(租税資料室 昭五三―仙台―二三)

書
殘

(表 紙)

人は天地人乃三ツの内なれハ、天地を知るをもつて道も守る也、古しへ天地とさだまれる事を審に悟らされハ、末の代至る色々間違事共も数々有べし、国に寒暖の別有、古しへ初而人生たる時は、至而寒国へは、生しても育かたしと心得へし、陰陽ノ氣を請得て初而人となる事なれハ、誰有て乳をのまするものもなく、衣類を着せるものもなし、然れ共其頃の地躰今とは違ふものと思ふへし、土は色黄にして味あまし、天学を以悟へし、古へは土穴をほつて家とすといふ事有、家なけれハさも有へし、火も金もなければ、増而諸道具なく、如何程か不自由ニ而あらん、木の葉を繕て衣とし、穴を堀て家とすとは、誠ニ今世の事共を引競てハたとゑん様もあらじ、今時の人の身の上見るに、膳は腰高ニ、腕は朱ぬりヲ用ひ、身ニはりやらを飾り、家は年増美を尽し、柱なけしニ至迄す、ぬり漆ぬりニ不致ハなし、我々の身分ニ而も、時の世にしたかひケ成ニ飾りをする事、古しへを考ければ、天の道ニ外れて甚恐入事共也、ものに奢りといふハ、金銀を費し貧窮ニ成を悲ミいましむるの道と心得てハ甚間違なり、奢といふハ、我身を上にして他を卑下したがるもの也、賤しき身分にして美麗ヲ好ミ、他の上座を為んと思ふ事共、甚以不届至極天へは不向程の義也、此事を子孫へ伝へて恐へし、都而他人と出会にも、人を先として我身は後に居るわ道にも叶ふと申もの也、

されとも其時に随ひ、是悲(マシヤウ)上座へ置んと人々申事ニ候ハ、其意に任へし、さりなからからでは上座しても、心ハ人々と同躰ニ心得へし、上座すれハ人々上りたるものと心得てハ間違なり、又如何程高位高官の人成とも、心は恐へからず、其時々其人ノ分限を応し、少も無慮外其道ニ恐程よき也、然れとも、今帝は極別、其余の人々ハ同躰なれとも、其時々之運にしたかひ貴賤貧福有もの也、至而ものニ恐れハ、五躰(ゴタマ)喋(シヤ)で善惡も見わけたたく成もの也、さるによつて心ハ恐へからずとハいふなり、上を見さけるといふ事ニはあらず、先第一我心に奢たき事あらわれなは、天へ向て拜し奉り、如何致しよからんと考へし、古しへの不自由成時の事を思ひ不出(イダササレ)は、とかく我儘多し、十ヶ年廿ヶ年之内ニハ必凶作有ものニ而、其時色々と苦痛して草の根木の実等を食し、漸と命を助るものなれとも、二三ヶ年も過はや豊作となり、少し世の中ゆたかになるとひとしく凶作の事共ハわするゝもの也、古しへ天となり地となり人生して万事不自由成を、今世にわすれ、色々と奢をなすも凶作をわするゝも同前也、愼而、奢ハ天江対して甚恐べき道成ゆへ慎へし、夫日本ハ神国なり、天神七代地神五代、夫々磐(イハ)余(ヨリ)彦(ヒコ)尊(ノミタ)、則神武天皇ナリ、俗ニ人皇ノ初といふ、夫々代々帝と崇奉(アガメ)り、神の御末なるニよつて如斯シ、他ノ国にては右の例なし、神の御末ならざるによつて也、神国とは日本斗りと心得へし、日の本も是を以悟べし、仏法と儒とは跡にて唐天竺(テウテンシク)を渡りたるもの也、元国と村と出たる事ハ、譬は、下野国出て夫々奥州を開、夫々山の外ニ平地有、是は一国ニもならんと見立の者有之、田畑ヲ発し、民家ヲ造り、出羽之国杯と段々と出たるものと知るへし、日本ハ古しへ人の出たる国ハ少しの事と見へたり、人々の譬にも昔しハ三十三ヶ国其頃は出羽と奥州ハ一国なりといふ、是は多分跡の事なり、夫々段々国郡村々定り、五畿七道と分るなり、譬ハ最上の内ニ而も山内程遅く開發する也、此山内ニ而も志津村杯ハ頃日の事也、入間村之事、古しへハ御料私領一村ニ而有之所、三ヶ一程私領へ分郷ニ成と見へたり、兵助新田は承応元年之頃、兵助ト申もの御公儀江申立新

田開発之願致候所、本郷は差障り候ニ付難被仰付相成、然る所勸右衛門と申者再応願ニ罷出、本田之障りニは不成、却而新田之水尻本田へ流れ、本田之勝手之筋能可相成抔色々申立候得ハ、開発被仰付、明曆年中成就いたし、全勸右衛門願ニ而調候得とも、初発兵助願人ニ付、兵助新田と相成候、一駄之ハ入間村本郷之内山なり、依之新田之御竿当り候外は本田分大野也、尤草木きりかりハ、私領と入会之大野ニ而きりかり為致候、併前々ハ新田之者新等伐候ニも、山ニ置伐ハ不致、一荷限り家へ持届ケ候義ニ而有之候、然ル間、新田ニは猥ニ山を伐苻致間敷旨、御公儀様ハ懸札渡り居候、近代新田与左沢領と出入有之、其後はけ山へハ切替畑等一切為致不申様ニ相成、然れとも、新田之もの共、私領へも御料へも達而怱事致、鹿の畑切開度旨願ニ付切替為致候、新田御檢地当り候外堰林有之、其余は林等も無之候所、近年は我儘ニ林等立置候ものも数々有之候得とも、差当テ道理申懸ケ候も氣之毒に付用捨致置也、万一此末我儘重り候ハ、難捨置事共也、山野へ為入候義は、兵助新田之始りは百姓十人なり、依之、十人程ハ山野へ為入候筈、其後段々水吞等之族出来候分は、水吞役銭等は本郷入間へ差出候而わ本意たるべきニ、新田之者共斗是を請取置候段、甚不屈と心得居候折柄、永助事隠居水吞之義ニ付、本郷へ山役銭出度旨願ニ付、道理ニ相当り候願故、任其意鑑百文ツ、永助方ハ請取、此末永ク兵助新田ニおゐて水吞出来候ハ、山役ハ本郷へ差出候筈、永助并新田之者共是は、隠居之義ニ付、百文斗取之也、

ハ印形取置候、新田ハ入間本郷ハ出たる村方故、外空地等は無之道理ニ候、然れとも、近来ハ所々ニ林等を立置、甚不埒ニ相成候、此末何様之義有之、兵助之者共田畑等開発致候とも、高ハ本郷へ可入道理ニ候、新田郷藏敷金約ニ相成ニ而ハ本郷之高ニ御入被成候間、是を以考可申候

一 水ケとる持之義、本道寺ハ人足少し被出、其余は入間本郷兵助新田左沢領入間村ハ人足差出橋普請致、殊ニ兵助

新田用水堰は難所有之、年每人足多分相懸り、本郷も手伝致候義度々有之、外村も極別之人足も費、作方仕付渡し秋中迄之渡ニ而甚難義ニ付、御公儀様へ色々此段御敷申上、郡中御普請出人足御免被成下度願上候所、御慈悲御勘弁を以、半人足を御免被成下候間、末世此儀を以半人足ハ御免之願相叶候間、右之通可相心得候、則願事等扣有之候

- 一 枝郷ト本郷は昔ハ破免御檢見相願候節ハ、本枝共ニ御仮免状卷本ニ候所、親清七代、枝郷も色々申立、別紙相分候、前代も枝郷之者共、村を別に致度願申立候得共、御割附一本候所故、可分道理無之元一駄ニ付、此方も御廻状都而御用筋枝郷へ申送り候ニも、此方人足費候而ハ迷惑ニ付、枝郷之者共此方へ替りくニ相詰御用筋を致居候所、夫ニ而は甚不勝手候筋ニ付、番錢と名付、四貫文ツ、前給ニ二月中本郷へ差出度旨願ニ付、其已後本郷も廻状持届候、則右之書付も有之候、枝郷ハ石畑澄又鉦矢形と昔しハ三組ニ而有之候、然る所、石畑組は今ハ無之
- 二 組ニ候、近頃既名主立替ニ付出入発、澄又之者共斗相談之上、名主を可相立斗ひ候ニ付、石畑組も差支趣申、此已後ハ名主組頭百姓代相談之上ニ而、後役を可立旨ニ相濟、尤其節予印形迄致候、石畑組も組頭を立置候間、三役相談被相成候、此末尚又彼是と出入ニ相成候ハ、始元ノ三名主ニ致候得は、彼是申方無之事ニ候
- 一 前々は私領入間村度々出入ケ間敷義有之、山ヲ分度抔と申懸候義ニ候得とも、本郷もは元之通ニ致度趣返事致置候間、強而不申懸候、是は何様ニ双方申候共難分筋ニ候間、必以論し申間敷候、山を訊ケ候得ハ、水迄も不分時は、村内争論不得止事候間、此末々相互ニむつましく一村同様ニ可相心得候、今時わ六ツケ敷もの無之一駄ニ納得致候、前々ハ甚悪敷村柄ニ而、近来漸取斗一駄ニ納り候間、此度思い立、百姓一軒分へ萱野四百坪ツ、相立、尤半百姓ハ式百坪、水呑も右同断ニ致候、百姓株ニ萱野無之候而ハ甚不勝手ニ付相極候間、末世大切ニ可相守

候

一 寺愛染院ハ入間本郷之地ニ建置候間、寺之地中之義ニ付候而ハ、他々差いろわれ候義無之、併寺ノ寺職ニ付候而ハ、檀那中一同之義ニ付、何事も相談可致候、乍去、諸事其ニ一躰之様ニ相談致可然候、少しもへだちたるハ相互ニ心悪成者ニ候間、可成丈柔和程よきものハ無之候、され共根元の理を見付候間、柔和ニ致候而わ可然、他々懸引合候時ハ、是悲も無之事、能々道理ヲ考懸引可致なり、古しへは神道斗に而仏法なき故ニ寺なし、仏道始りて禪ノ真言ノ天台杯と色々ノ宗門始り、然れ共、昔しハ何連宗門ニ而構無之様ニ相見候、近年切支丹相渡り、夫々して宗門改有之、昔しハ寺方ハ死人改之役人也、依之今ニおゐても国処ニより死人の髪をそり事有之、自然と仏法盛んと成、其寺々へ御朱印等相附次第ニ重相成候也

一 寺方へ田畑附置候義は、甚以不届也、寺は困窮ニ而取統難成節は、檀中持寄取統可申答ニ候、殊ニ田畑も少々有之、其時々法事等も有之義付、ケ成ニは相統可相成義ニ候、田畑を寺へ附候得ハ、末世百姓手前夫丈不足致悪敷事ニ候

一 寺方其時之任僧ニより、基所ノ杉松等は、寺ノものと心得候僧間々有之、是ハ大成了簡違と申もの也、寺の地中の事ニ候ハ、さも有べきニ、百姓之御年貢地之辺ニ基を居候分、寺方之分ニ相成候ものニ有之ハ、一万年も二万年も過候ハ、大方寺之分ニ相成可申道理ニ候、万一間違候僧出来候節は、能々道理教しへ候而可然也、都而人ハ真の道ニ不行届もの数多有之ものニ候間、向の氣ニ不障様ニ柔和ニおしへ可申也、もし又色々道理を尽して得心不致時ハ、是悲もなき事、一命を捨る共命ハ天ニ任へぎ也、然れとも人として道を糺しく理尽し候而のミ込ぬものは無之もの也、予は若時より幾間敷も喧嘩口論都而懸り合出入等へも仲作取扱候得とも、真切を尽し双方のい

たむ所ヲ考ひ歎キ助んといふ正直テイシキヲ以扱候得ハ、取押へかね候義ハ無之候、少したりと依怙最負有之候而は悪敷ものニ候

一 人々夫々の得手不得手有之、依之其人の気量を悟て、万事下人を召仕ふニも斗可申なり、文筆算法或は武芸其外都而諸細工等迄行届ものハ無之候、何か秘め有之候間、人をゑらミ捨す相用可申也、下人を召仕ふニも第一堪忍を専らニ心得へし、堪忍とは士甚しく刃ノ心と書ク、是弱ク見せ強ク見せ、人々極意を悟られぬよふニ心得べし、土金の伝といふ、万事ニ難離、至而尊キ伝受なり、天文学ニ而伝之ヲへし、人は大方愚昧成もの多く、殊更ニ下人等ニ奉公之者ハ、夫丈ニ不行届もの故、必々非道ニ召仕間敷也、我身か人に仕ハるゝ心持ニ成候得ハ、奉公程悲しきものハ無之ものと相知れ候、可成文懃ミをすへし、若不法ノ心持ニ而召仕候時は、自然と奉公ニ答るものもなく、甚難渋之筋出くる也、人は仁を以取扱候得ハ、いつとなくなつくもの也、仁とハ人を助る道也、此所をよくよく考申へし、平日仲間出会其外諸普請等ニ出候とも、人の不行届を答メ申間敷候、人ニは過不及有之もの故、何事も柔和ニ物毎正路諸事調を第一とへし、言強クしても濟事ハ濟也、しつかにしても濟事ハ濟也、依之我心は気満ニ居へ可申候、気満とは下集の事也、医事を以見へし、心上へ登れハ胸中ふさがり、思ふもいわれぬもの、又人ハ大得の心得なくてハ家国を治事かなわす、人の善悪ヲ見付而も言コトにいわす、内心ニ能々貯置事、慎の第一也、無撓やぶれニ至而は、是悲カミもなし、成丈はたしなミ可申候

一 其村之空地等は、品ニカ、御公儀々御尋有之、切開等ニ致置候場所へ、御年貢等をもり付可申様、此末有之間敷ものニも無之、先年予廿餘之頃名主役を相勤候節、入間村ハ至而奥山広ク、江戸表迄相聞いわる、切開畑之年貢可差出旨、御代官野田弥市右衛門様御代、御手代小俣次郎七、木村平作、小出丹藏、前川半八抔といふ手代中殿敷

吟味被致、左沢領と入会之義ニ付、左沢へ申遣、双方立会之上、検地帳通建札為致相糺可申段被仰付候へ共、内山と申ハ其村へ附けて、其山ノ潤を以用水ニ引出田地扱候願候、右内山ニおゐて前々老ケ年わり之切開畑等致候_(ト)、御私領等へ懸合、内山ハ年貢を為出たしとハ申遣かたき道理、仮令御公儀様之御威光ニ候共、是迄御竿も不当所、是悲ニ御年貢可被仰付とハ甚以道理ニ不当被仰付方と相心得、左沢と御立会ニ而御見分被成候ニも、何分_(ト)覚ニ可被致旨申之、万_(ト)一御見分之上、非道ニ被仰付候とも、至而地方悪敷御年貢上納可仕程之地所ニ而無之段申立、少したりとも御年貢請申間敷存念ニ而丈夫ニ御答申上候得は如何被答候哉、其段御代官様大井沢ハ向本道寺_(ト)ハ水沢通被成候節、予出向片時もはやく御見分被成下度旨申上候願、此元百姓宜敷折柄人足費難成之由ニも候ハ_(ト)、可差様段被仰聞候、依之予申上候趣ハ、_(ト)迎も御見分被成候義ニ御座候共、一日も早く御見分被成度願上候得_(ト)ハ、何分近日何連とも可致旨被申、其己後一向さたなしニ相成候、仮令御公儀様之御役人衆ニ而有之候とも、内山ハ御年貢を取たしとて、検地帳通り建札為致、地押ニして、年貢を可取扱とハ甚以了簡違と相見へ候間、少しも恐ニたらず、一命をなけ捨るとも請間敷相答候、万_(ト)一此末ニ至り如何様之事も有之間敷ものニ而も無之、右躰之吟味等有之節は、足_(ト)ニも可相成と有増書残し候、予名主役ヲ廿ハ廿九歳迄相勤、其節過役尚又村方ハ強而頼ニ_(ト)ハ、三十三歳ハ今四十三歳迄相勤也、其内ニは村内之志ニよつて合力無尽等企呉候間、其恩も難忘段々是迄相勤也、何ニ而も村内之事ニは、子孫ニ至而も村ヲ救く様ニ心懸可申也、乍去名主役ハ必以勤申間敷候、都而役之字之附たるハあしく必立身を好むへからず、立身ヲ好むものはあやうき事多し、誉れハそしりのもと、心得へし、名主ニ而仕損しるもの世間ニ数々有之、必々慎申へし、併村方ハ強而被頼候節ハ三ケ年ニ可限也、永ク勤る事甚無用也、予か先祖は入間始り而の名主と相見へ、先祖屋敷へは郷蔵敷も有之候

一 前段へも書印候内山々年貢ヲ為出可申段、御公儀様々被仰付とも難請義は、左沢領と入会場所ニ付、地方可定様無之、地所を定候得ハ、此方之地所と申ものニ而候、此處を勘弁可致候

一 ツ小柳之義、先年宝曆年中之凶作ニ而、三人之百姓退転ニ付、其跡へ大井沢角助トいふ者来りしを見立差置、漸々と手の及所田畑相続いたし、其後子供等へ聲を取跡式相立、當時は、畑屋敷之年貢を取、田ノ御年貢は村高弁納ニ相成候、自然と少々ツ、田方為發、村方之弁納ニ不成様心懸可申、併小柳之もの共ヲ痛メざる様可斗候、都而人ヲ助るヲ本として痛める事すへからず

一 寛政六寅七月中、芝居座本七藏、芝居荷物庄内之者共拾六人ニ而寒河江まで持送之約束を以相通候所、水沢村之もの共、当村日影惣藏宅之前ニ而、右荷物差押へ置候趣相為知候者有之ニ付、惣藏召呼、如何之訳ニ而差押へ候哉、殊ニは其方宅之前ニ而右牀不屈ヲ致し候を、一宿たりとも庭を貸シ荷物ヲ積為置候段、甚不埒之段相尋候所、惣藏申事ニは、何様之義有之とも、其元へは少も難義不懸義ニ付、一夜を為明呉候様ニ水沢之者共申ニ付、無擾差置候段申之、然ル所へ水沢村之者共之内、清吉ト申者相越候ニ付、当村へ踏入通り荷物差押へ候段、如何之筋ニ有之候哉と相尋候所、先年谷沢村ニ而、右七藏荷物白岩村之者共差押へ酒代等取之、此末白岩通可致咎ニ相定置候所、此度此通りヲ荷物差送り候趣及聞候ニ付、見当り次第差押へ可申段、白岩村并海味村々申来候ニ付、荷物差押へ候段申事ニ付、芝居荷物は如何之訳ニ而白岩之者共差押へ候哉、右之道理可承段相尋候所、一向相分り不申、何分七藏ト白岩之者共約束致置候義ニ付、右七藏參候迄荷物被差置被下度旨相願候、併七藏事何時可通ト云頃も相知不申ニ付、其村名主元より預り置呉候様書付差出候ハ、何連とも可致段申聞候所、何分名主へ罷越、右書付持參可致段ニ而立帰り候、然ル所、名主留主ニ而埒明不申候趣申来候、依之、此方々惣藏を以、水

沢村名主組頭百姓へ書状遣候様は、其村之者共当村ニおゐて通荷物差押へ候段、其元方被申付候義ニ有之哉、御存知おくは有之間敷、荷物差押候道理承り申度段相尋候所、名主組頭之返事ニハ、拙者共一切不存罷有候所、以之外之義、扱々御苦勞ニ被思召候段、氣之毒ニ奉存候、依之、白岩海味当村たちん取共、右筋合共、貴丈様へ参り御申訳仕候間、左様覺可被下旨申ニ付、任其意右之者とも口上ニ而可申上候、其返事申来候間もなく、白岩海味水沢メ三ヶ村之者共相越候ニ付、何連之訳ニ而差押へ候哉、相尋候所、先年谷沢村ニ而差押へ候節、自今以後白岩通可致管約束致置候段申之、殊ニ此通横道之段申事ニ付、何連之訳を以横道ニ有之哉、本往還宿場ハ極別、其餘之通り筋ハ何国ニおゐても横道ノ彼是之と申差別無之、其者勝手次第可通筋有之所、如何様成始末有之候哉、且又名主方右之段申付候哉と相尋候所、左様之義ニ而は無之と申シ、道理相糺候得は、一言も無之、然ル所、間もなく坂東七蔵并九平次草車右三人罷越、書付を以願候様ハ、此度三ヶ村之者共私共荷物差押へ、甚迷惑ニ有之候ニ付、何卒寒河江迄無滞相返候様被成下度と申旨相願候、殊ニ庄内荷持之者共十六人一同相願候間、座本七蔵并外式人之者共へ相尋候願、其元方先年谷沢村ニ而、白岩之者共ニ荷物被差押候節、向後白岩通可致旨、則書付迄も差出候様、右村々之者共申事ニ候、弥相返無之哉相尋候所、七蔵申事ニハ、私共は何国と申事もなく御城下等ニ而御免を蒙り芝居ヲ致候間、何連ノ所成とも勝手宜敷場所を罷通、殊ニ此度之義は、庄内之者共へ荷物ヲ相渡、寒河江迄持送可申吳相定候義付、一向脇方から差障義無之、先年谷沢村ニ而彼是之節、白岩通可致扱と申義は一切無之、殊ニ酒代等差出候筋無之事共ニ御座候間、何卒片時もはやく御通被下度と申事ニ付、三ヶ村之者へ申渡候義、其元方申分トハ極別間違ニ而有之、相互ニ言論は此方ニ而取用ひ候道理無之候故、無論荷物差送り候間、可得其意、申分有之事ニ候ハ、寒河江表なりと相越、其段懸合可被致、此方之村方ニおゐてハ、右之争等

は相成不申段申之、若沼山村迄之内ニ差障り候義も有之ハ、此方相手相成候間、其段相心得可申旨相断り、人足式人相附沼山へ差送申候、然ル所、沼山村村迄ハ無相違相通シ、沼山村出立候と、其佩三ヶ村之者三十人余立出、荷物を押へ切落候ものも有之、依之、芝居之者用捨難成、殊ニ荷持之者もよの常のものニあらず、何連も江戸御屋敷奉公致候もの故至而氣強、荷持十六人芝居之者共三十人余、三ヶ村之者共三十人余、沼山村へ出合候者共二三十人、都合百人余り狼合相戦候處、三ヶ村之者ともハ、馬形風情強欲一通之臆病者共故、多分手庇ヲ負ひ、諸方へ散々ニ逃去、其後無差支寒河江へ相越、芝居之者共内老人、柴橋御役所へ願出候得ハ、三ヶ村之者共、通荷物差押候段不屈之趣、切落荷物早々寒河江へ差送可申段、御役所ハ三ヶ村へ御書付被差出、追而吟味可致段、右村々へも申遣候段、当村并沼山村へ御書付被遣、則此書物へ相添差置候、其後三ヶ村之名主共柴橋へ罷出、佗言之誤り証文差上候様ニ承候、万ニ此末右躰之義も有之候ハ、右之趣を以取斗可被申候、水ケとろ橋之義は、往古入間村水沢村始り候頃、近辺ニ外橋船等も無之、洪水之節等は、御公儀様御役人衆御通行御不自由、殊ニ相互村々も不勝手ニ付、懸渡置候所、湯殿山権現年増相時花段々と參詣人多分有之候ニ付、右之橋有之候而は、通行人不足ニ付、水沢通斗為致度存念ニ有之候哉、其頃ハ水沢村ハ橋人足不差出、依之、入間村斗ニ而は橋普請も難及成行候所、右之段、湯殿山別当本道寺へ相談し候所、此方ハ人足少々差出可申、殊ニ雪深候處故、橋材木等痛も早ク有之、其村斗ニ而ハ難義之筋有之間、当山差出可申段御挨拶被成候、其後右之例を以、未人足被出候、万一此末彼是懸り合有之候とも、右之趣を以、懸引可致候、且芝居一件是瓦克寒河江迄通候ニ付、右礼書、七蔵并頭取ハ書状相渡候間、御役所ハ御書付と共に差置レ、必以無紛失永々可差置候

荷送り之者今日帰度仕候間、一筆啓上仕候、先以、此度者貴公様御孝情被下候ニ付、荷物も無相違寒河江迄相届申候、誠ニ以御礼申上候様茂無之仕合奉存候、則今日初日ニ而目出度興行仕候、御祭礼之内御遠方ニ者候へ共、御見物ニ御出奉希上候、扱々道中之義も近々六ヶ敷候へ共、初出申候、御孝情被下候間、無事ニ着仕候、右御礼旁無事着申上度、如此申上候、何事も目出度奉存候

七月七日

座元

七藏

同

頭取

常右衛門様

〔端書〕

猶々木戸札少々差上候間、とふぞく御見物ニ奉待上候

態卜御人ニ預忝仕合奉存候、然は、当村之もの共、通之荷物差押候義被仰出候、拙者一切ニ不存罷有候所、以之外之義、扱々御苦労ニ被思召候段氣之とくニ奉存候、依之、白岩海味当村之たちん取共、右筋合共貴丈様江参り御申訳仕候間、左様思召可被下旨被申候ニ付、任其意、右之もの共口上ニ而可申上候、右得御意度、如斯御座候、以上

水沢村

七月六日

入間村御名主

常右衛門様

右草案は、風与心に出任書ちらし候間、定而よめかね可申なり、よくく御見わけ可被成候、予ハ生付籠相成ものニ而、書直スといふ事なく、心に有丈を書残候、末の代ニ間違も有らんかと有増記候、他家へは見せ申間敷、十分ノ一も用ニも立んかと斗也

佐藤常右衛門

寛政七卯年正月十四日

佐藤硯治殿

子孫中

なることは

おのがつばさに

ゆるかして

心に

さわく

むらすゝめかな

此哥ヲ考ても

慎れたきなり

聊の事ハ心を付

万事取行可被申候